

令和7年第4回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和7年12月4日 午前10時00分 開会
午前11時27分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番 福本善之	2番 木村公
3番 靄本義明	4番 速水一生
5番 西川善浩	6番 杉本訓規
7番 梨本洪珪	8番 吉村始
9番 奥本佳史	10番 谷原一安
11番 川村優子	12番 増田順弘
13番 藤井本浩	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕	監査委員事務局長	堀川雅樹

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝	書記	神橋秀幸
書記	関元瞳	書記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 3番 靄本義明 4番 速水一生

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 議第75号 葛城市教育委員会委員の任命について
日程第4 議第76号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについて

- 日程第5 議第77号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 議第78号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第79号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 議第80号 葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議第81号 葛城市子ども・若者家庭センター条例を制定することについて
- 日程第10 議第82号 葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第83号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第84号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第85号 葛城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第86号 葛城市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第87号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第88号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第89号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第90号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて
- 日程第19 議第91号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて
- 日程第20 議第92号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて
- 日程第21 議第93号 葛城市新庄健康福祉センター条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第94号 葛城市火入れに関する条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第95号 葛城市水道事業給水条例の一部を改正することについて
- 日程第24 議第96号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて
- 日程第25 議第97号 令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について

- 日程第26 議第98号 令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第27 議第99号 令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第28 議第100号 令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第29 議第101号 令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第30 議第102号 令和7年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第31 議第103号 令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

開 会 午前10時00分

増田議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、令和7年第4回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

本日、令和7年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。年の瀬の慌ただしさが感じられる時節となりましたが、本定例会におきましても、議員各位の格段のご協力によりまして最後まで議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお願いを申し上げておきます。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の議第75号から議第103号までの29件でございます。議事の進行上、議案の朗読は省略をいたします。また、条例改正議案等の新旧対照表は、ペーパーレス会議のシステムで配付をいたしておりますので、ご承知おきを願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。ペーパーレス会議システムに配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、閉会中に開催されました葛城市の水道事業に関する調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

藤井本浩議員。

藤井本葛城市の水道事業に関する調査特別委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました葛城市の水道事業に関する調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

まず、本委員会については、令和7年11月28日午前9時30分から開催し、設置後初めての委員会ではございますが、改選前に設置していましたが葛城市の水道水に関する調査特別委員会から引き続き水道ビジョンの策定について調査することから、令和7年9月17日に開催いたしました葛城市の水道水に関する調査特別委員会の振り返りと、少雨によります原水不足であったとの報告を受けていましたので、その後の状況について報告を求めました。

理事者から、降雨量が少ないので、現在も引き続き水源の確保が困難であるので、奈良県広域水道企業団からの浄水の受水を増やす必要があることから、12月議会において補正予算の議案提出を予定しているという報告がございました。

これを受け、委員から、自己水量の割合はという問いがあり、12月補正で対応する分を全て使用した場合、奈良県広域水道企業団からの浄水の割合は43.23%になるという答弁がありました。

その答弁を受け、別の委員から、今年が異様なのか、また何年かに1度あるものなのかという問いがあり、市長から、昨年秋から少雨が続いている。よって、3年前の水準が標準だと理解しているが、このときは線状降水帯による降雨であった。昨年秋から今年にかけて非

常に少雨であるが、これは日本全国同じであり、その状況の中では異常であると考えているけれども、この状況は過去10年を見ると非常に異常な水準であるとお答えできるが、今後のことはあくまでも推測の域を出ないので、お答えできないという答弁がございました。

別の委員から、奈良県広域水道企業団からの浄水の割合が43.23%とのことだが、このような状態が何年続けば原水が枯渇するののかという問いがあり、市長から、気候変動の問題なので予想することは困難である。また、この状態は葛城市だけでなく、奈良県広域水道企業団においても同様である。葛城市の水道は、自己水と奈良県広域水道企業団の浄水の購入割合の中で運用しているが、その割合の幅が広がるということになる。水源としては非常に確保しているという理解をしているが、奈良県広域水道企業団の水源が、この気候変動でどの程度影響を受けるのかが心配である。原水と浄水の受水割合によって供給単価はどのような影響を及ぼすのかということであるが、水源については、100%自己水でというシミュレートはしていない。自己水源の確保の中で何%増やせるのかということだと理解しているという答弁がございました。

現状の原水不足を懸念して、複数の委員から、水道ビジョンの中で進められていた新規水源の開発の現状を確認する問いがあり、市内の全部のため池を対象に調査をした結果、今年度は寺口区内の3つのため池について、水質、水量の調査及び導入可能性の調査を行っており、うち1か所について、令和8年度に取水施設及び導水管布設の詳細設計を予定している。下流域のため池や河川は、水利権の問題等があり利用は難しい。井戸についても検討しているが、金気の除去や、掘削することによる影響を調査する必要があるという答弁がございました。

この答弁を受け、新規水源の開発について逐次報告をお願いするや、奈良県広域水道企業団の浄水の単価は必ず上がっていく、新規水源の開発は待たなしであるので、しっかりと進めていただきたいという要望がございました。

次に、水道ビジョン策定の進捗状況について、葛城市水道ビジョン2026概要版を基に報告がありました。

その報告を受け、委員から、現在概要版を見せていただいているが、正規の冊子になっているものはいつ見せていただけるのか、また、いつ完成するのかという問いがあり、11月は概要版の素案で説明させていただき、今回頂戴したご意見を踏まえ12月末に水道ビジョン改訂案を策定する。詳細が記載された正規の冊子については、令和8年1月に本特別委員会で説明する予定である。同年2月にパブリックコメントを経た後に完成となる。

また、他の委員から、水道水源保護条例の制定について、どのようなことを懸念して制定を検討しているのかという問いがあり、水源の上流や近隣に工場が建設されるということはないと思うが、農地転用により資材置場等ができることも考えられるので、水源の汚染等が懸念されるためであるという答弁がございました。

他の委員から、現在、国土交通省が下水道管の老朽化による布設替えて公共投資をしていくと言っているので、水道配水管の布設替と一体的に整備するなどの文言を加えることは可能かという問いがあり、上水、下水ともに重要管路については共通しているので、その面か

ら下水道と連携して整備していく可能性もあることから、ここに盛り込めるかを検討していきたいという答弁がございました。

また、新庄浄水場は今後改修して存続するのに、なぜ屋敷山配水池を廃止して寺口受配水池へ統合するののかという問いがあり、市長から、新庄浄水場は改修するが、配水池を2か所設置するよりも1か所にしたほうが改修費用が安価になる。同じ配水系統の寺口受配水池を利用し、新庄浄水場に減圧する施設を設置することになるという答弁がございました。

さらに、以前は水道ビジョンに、水道料金や設備投資の見通しなどグラフを用いて掲載されていたのに、今回は掲載されないのかという問いがあり、今回の水道ビジョンにおいては、前回の特別委員会で説明をした収益的収支の見通しと年度別事業費を掲載する予定である。水道ビジョン策定後の令和8年度に経営戦略を策定する中で、投資計画と財政計画を策定するので、水道料金の改定も含め、少し詳細な見通しがお示しできると考えているという答弁がございました。

最後に、水道ビジョンに関連するものとして、竹内地区の土地購入予定について説明がございました。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたしますが、このほかにも各委員から活発な意見が出されておりますことを付け加え、葛城市の水道事業に関する調査特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

増田議長 閉会中に開催をされました委員会の審査状況につきましては、以上でございます。

最後に、今回提出をされました意見書案につきましては、既にペーパーレス会議システムに配付をいたしておりますので、そのとおりでございます。所管の委員会において取扱いについてご協議をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第4回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、日頃より市政の推進に関しましては、多大なるご協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げますとともに、本日、本定例会におきましては、人事案件が5件、議決案件が24件、合わせて29件につきまして、ご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容を説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

増田議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

3番、鶴本義明議員、4番、速水一生議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告を願います。

川村議員。

川村議会運営委員長 令和7年第4回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る11月25日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告させていただきます。

まず初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第70号議案につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、議第76号議案につきましても、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

日程第5、議第77号から日程第7、議第79号までの3議案につきましても、人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第8、議第80号の指定管理者の指定に関する議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行います。そして、会議規則第37条によりまして、(仮称)當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会への付託についてお諮りをいたします。その後、付託の議決をいただきながら、(仮称)當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会で審査願います。

次に、日程第9、議第81号から日程第24、議第96号までの条例の制定または改正16議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、議第82号から議第89号まで及び議第94号の9議案は総務建設常任委員会に、議第81号、議第90号から議第93号まで、議第95号、議第96号の7議案は厚生文教常任委員会に付託し、それぞれ審査願います。

次に、日程第25、議第97号から日程第31、議第103号までの補正予算7議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

なお、委員会の定数は8名といたしますので、各常任委員会からそれぞれ4名ずつ委員の選出をお願いいたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期につきましては、ペーパーレス会議システムなどで配付しているとおりでございます。会期は本日12月4日から12月22日までの19日間とし、8日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。9日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。10日午前9時30分より議会改革特別委員会を開催いたします。12日午前9時30分より総務建設常任委員会、15日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査を、議会改革特別委員会

におかれましては所管事項の調査をお願いいたします。16日には、午前9時30分より（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会を開催いたします。所管事項の調査をお願いいたします。また、先ほど申し上げました議第80号の付託が議決されましたら、付託議案の審査をお願いいたします。同日午後2時より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。17日、18日は予備日とし、22日午前10時より本会議を再開し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項についての審査状況を各委員長より報告願います。その後、各委員会に付託されました議案につきまして、各委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決を行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付しているとおりでございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回までで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間には含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

増田議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日4日から22日までの19日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日4日から22日までの19日間とすることに決定をいたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審査につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審査を行うことにいたします。

本日の議事日程はペーパーレス会議システム等で配付をしておりますので、ご清覧賜りますようお願いを申し上げます。

これより議案審査に移ります。

日程第3、議第75号、葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第75号、葛城市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育委員会委員の高木希容子氏が本年12月20日付で任期が満

了することに伴い、森本美起代氏を新たに葛城市教育委員会委員に任命いたしたく提案するものでございます。

森本氏におかれましては、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関する高い識見を有しておられ、最適任者であると認められます。よって、森本氏を葛城市教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第75号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 異議なしと認めます。よって、議第75号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第4、議第76号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第76号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、監査委員の宅康次氏が本年12月31日をもって辞職されるのに伴い、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する森田洋平氏を最適任者であると認め、新たに監査委員に任命いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めらるものでございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第76号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第76号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第5、議第77号から日程第7、議第79号までの葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての3議案を一括議題といたします。

なお、本3議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本3議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第77号から議第79号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和8年3月5日付で葛城市固定資産評価審査委員会委員の任期が満了することに伴い、提案するものでございます。

最初に、議第77号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、仲嶋秀樹氏を新たに選任いたしたく提案するものでございます。

次に、議第78号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、中井康郎氏を引き続き選任いたしたく提案するものでございます。

最後に、議第79号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、村田英介氏を引き続き選任いたしたく提案するものでございます。

以上3名の方々におかれましては、固定資産に関する知識並びに人格、識見、いずれも優れており、最適任者であると認められます。よって葛城市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入ります。本3議案につきましては、一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、日程第5、議第77号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第77号議案を採決いたします。

本案については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第77号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

た。

日程第6、議第78号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第78号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第78号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第7、議第79号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第79号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第79号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、日程第8、議第80号、葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第80号、葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市立當麻図書館及び葛城市（仮称）當麻複合施設の指定管理について、公募型プロポーザル方式による選定の結果、共同事業体かつらぎ未来デザインパートナーズを指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。指定期間は令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間で予定いたしております。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第80号議案につきましては、会議規則第37条によりまし

て、(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会へ付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第80号議案につきましては、(仮称) 當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

次に、日程第9、議第81号から日程第24、議第96号までの条例の制定または改正の16議案を一括議題といたします。

本16議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第81号から議第96号までの16議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第81号、葛城市子ども・若者家庭センター条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、令和8年度から、子ども家庭センターとしての業務を本格的に実施するため、當麻保健センター条例を廃止し、子ども・若者家庭センター条例を制定するものでございます。施行期日は令和8年4月1日でございます。

次に、議第82号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、個人番号の独自利用を行う業務の処理のための庁内連携における住登外者宛名情報の利用に関して、所要の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日からでございます。

次に、議第83号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、人事院勧告に基づく国の対応に準じまして本条例を改正するものでございます。

まず、本年4月1日に遡り、特定任期付職員に係る給料表の改正を行うものでございます。

次に、期末手当の年間支給割合を現行の年間1.9月分から0.025月分引き上げ、1.925月分とするもので、本年度は12月期で0.025月分を引き上げ、令和8年度以降は年間支給割合を1.925月分のまま、6月期と12月期それぞれ0.9625月分とするものでございます。

次に、勤勉手当の年間支給割合を現行の年間1.75月分から0.025月分引き上げ、1.775月分とするもので、本年度は12月期で0.025月分を引き上げ、令和8年度以降は年間支給割合を1.775月分のまま、6月期と12月期それぞれ0.08875月分とするものでございます。施行期日は公布の日及び令和8年4月1日でございます。

次に、議第84号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、人事院勧告に基づく国の対応に準じまして、議会議員に対し支給する期末手当の年間支給割合を現行の年間3.45月分から0.05月分引き上げ、3.5月分とするも

ので、本年度は12月期で0.05月分を引き上げ、令和8年度以降は年間支給割合を3.5月分のまま、6月期と12月期それぞれ1.75月分とするものでございます。施行期日は公布の日及び令和8年4月1日でございます。

次に、議第85号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、非常勤特別職である識見を有する者の監査委員の報酬について、業務の内容、業務の実態及び他市の報酬額などの状況を踏まえ、その報酬額を改めるものでございます。施行期日は令和8年1月1日でございます。

次に、議第86号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、常勤の特別職に対し支給する期末手当を、先ほど説明申し上げました議会議員に対するものと同様に引き上げるものでございます。施行期日は公布の日及び令和8年4月1日でございます。

次に、議第87号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、人事院勧告に基づく国の対応に準じまして本条例を改正するものでございます。

まず、本年4月1日に遡り、給料表を平均3.3%引き上げる改正を行うものでございます。

次に、期末手当の年間支給割合を現行の年間2.5月分から0.025月分引き上げ、2.525月分とするもので、本年度は12月期で0.025月分を引き上げ、令和8年度以降は年間支給割合を2.525月分のまま、6月期と12月期それぞれ1.2625月分とするものでございます。

次に、勤勉手当の年間支給割合を現行の年間2.1月分から0.025月分引き上げ、2.125月分とするもので、本年度は12月期で0.025月分を引き上げ、令和8年度以降は年間支給割合を2.125月分のまま、6月期と12月期それぞれ1.0625月分とするものでございます。その他通勤手当、宿日直手当についても所要の改正を行います。施行期日は公布の日及び令和8年4月1日でございます。

次に、議第88号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、ただいま説明申し上げた葛城市一般職の職員の給与に関する条例の改正に準じ、会計年度任用職員の給料または報酬の基準となる給料表を改めるものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第89号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、インターネット等を利用した公示送達等に係る規定の整備を行うものでございます。施行期日は、地方税法等の一部を改正する法律、令和5年法律第1号附則第1条第12号に上げる規定の施行の日でございます。

次に、議第90号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについてでございます。

本案につきましては、現条例の大半の条文が法令を引用しておりますが、条文の簡素化、独自基準の明確化及び改正業務の効率化を目的とし、本市独自規定以外を法令の定めるところによるとする改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第91号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについてでございます。

本案につきましては、現条例の大半の条文が法令を引用しておりますが、条文の簡素化、独自基準の明確化及び改正業務の効率化を目的とし、本市の独自規定以外を法令の定めるところによるとする改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、第92号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについてでございます。

本案につきましては、現条例の大半の条文が法令を引用しておりますが、条文の簡素化、独自基準の明確化及び改正業務の効率化を目的とし、本市の独自規定以外を法令の定めるところによるとする改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第93号、葛城市新庄健康福祉センター条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、福祉業務の実施について設置目的に規定するとともに、所要の改正を行うものでございます。施行期日は令和8年4月1日でございます。

次に、議第94号、葛城市火入れに関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁より林野火災予防の実効性を高めることを目的に発出された標準火災予防条例に合わせ、所要の改正を行うものでございます。施行期日は令和8年1月1日でございます。

次に、議第95号、葛城市水道事業給水条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、災害その他非常の場合において、他の水道事業者または他の水道事業者が指定した指定事業者による給水装置工事を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

最後に、議第96号、葛城市下水道条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した指定工事店による排水設備等の工事を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入りますが、本16議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 それでは質問させていただきます。議第90号、議第91号、議第92号に関わって一括して質問をさせていただきます。

この議第90号から議第92号の条例改正につきましては、施設の在り方あるいは設備の在り方及び運営の在り方について、国の省令が基準を定めているわけですが、その基準に

関係して、このたびの条例では、国の省令で基準が変わっても、これまでは条例を改正して、一々葛城市議会の議会で議論をしていたところでありますけれども、あるいは議決していたところですが、これを改正後は、省令により運営に関するこの基準が変わった場合には、議会には基準が変更されても、審議するということがないというふうに理解しているのかどうか。こういう理解でいいのかどうか、まず確かめさせていただきたいと思います。

増田議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 皆さん、おはようございます。こども未来創造部の葛本でございます。よろしくお願いいいたします。

今の問いにお答えさせていただきます。この3つの条例につきましては、事業の運営等の基準について、国の政令等と同じであっても、政令等の条例をそのまま規定してコピー型として使っておりますが、今回の改正では、基準省令を参照する全部改正リンク型に改めております。条例を主に利用される事業者にとりましては、これまでは基準省令と市の条例をそれぞれ見ていただく必要がございましたが、市が独自に定める必要のある規定を除けば、その他全てを基準省令の例によるとすることで、利用される方にとって分かりやすい条例となります。また、事務負担の軽減が図ることが可能となります。市が独自に運営等に関する事項を定める必要がございました場合には、従来どおり条例を改正し、審議をお願いすることになりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願いいいたします。

増田議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。過去これまで基準の様々な改正が、とりわけ保育の事業に関する場合につきましては、保育の質に関わる例えば資格を持つ保育士の人数とか、あるいは保育室の広さとか、そうした基準の変更によって保育の質がどうなるかということ、葛城市議会では過去この改正に当たっては、よく議論してまいりました。

市民の方々の要望に応える保育ができるようにやってきたところですが、省令の改正に伴うこの条例改正がなくなると、議会としては非常に見えにくくなるというふうなことを懸念しておりますが、一方では先ほどおっしゃったようなこともありますので、業者の方、とりわけ民間の方にとっては非常に分かりやすくなるという部分もありますし、事務負担の問題もあるんですが、議会の側からすると、見える化していたものが見えなくなる、審議していたものが審議できなくなるということで、議会としては多少異議があるかなというふうには私は思っているところなんです、今のご答弁で、そうした葛城市に係る基準の変更の場合については、議会のほうにお示ししたいということでありましたので、了解いたしました。ありがとうございます。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第82号から議第89号までと議第94号の9議案につきましては総務建設常任委員会に、議第81号と議第90号から議第93号まで、議第95号、議第96号の7議案につきましては厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第25、議第97号から日程第31、議第103号までの令和7年度補正予算7議案を一括議題といたします。

本7議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第97号から議第103号までの7議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第97号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,707万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億5,258万2,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の補正や、国や県への精算に伴う過年度収入や返還金の追加等でございます。また、第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第98号、令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,954万8,000円とするものでございます。補正内容につきましては、令和8年度特定健康診査受診券等印刷・封入封緘業務委託及び人間ドック助成業務に係る債務負担行為と、令和6年度国庫補助金等の精算に伴う償還金等の追加でございます。

次に、議第99号、令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,664万円とするものでございます。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正及び令和7年度税制改革に係る介護保険法施行令の改正に伴うシステムの改修費の追加でございます。

また、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,833万8,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

次に、議第100号、令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億475万9,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の補正でございます。

次に、議第101号、令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億944万円とするものでございます。主な補正内

容につきましては、令和7年度県負担金確定による追加でございます。

次に、議第102号、令和7年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、水道事業収益で19万8,000円を追加いたしまして、水道事業収益の総額を8億194万4,000円とし、水道事業費用で7,609万1,000円を追加いたしまして、水道事業費用の総額を10億278万8,000円とし、資本的支出で57万6,000円を追加し、資本的支出の総額を4億5,088万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正、企業団からの受水費の増量に伴う受水費の補正、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金を活用した水道料金減免に伴う水道事業収益の補正でございます。

最後に、議第103号、令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、下水道事業収益で190万1,000円を追加いたしまして、下水道事業収益の総額を12億1,619万4,000円とし、下水道事業費用で137万8,000円を追加いたしまして、下水道事業費用の総額を12億1,188万9,000円とし、資本的支出で52万3,000円を追加いたしまして、資本的支出の総額を7億4,814万7,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

増田議長 これより質疑に入りますが、本7議案につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第97号から議第103号までの7議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第97号から議第103号までの7議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては追って連絡をいたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時25分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告申し上げます。

予算特別委員会委員長、藤井本浩議員、同じく副委員長、杉本訓規議員、以上でございます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、配付をしている日程のとおり、8日、9日、22日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、10日は午前9時30分から議会改革特別委員会、12日は午前9時30分から総務建設常任委員会、15日は午前9時30分から厚生文教常任委員会がそれぞれ開催をされます。16日は午前9時30分から（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会、午後2時から予算特別委員会が開催されます。委員各位におかれましては、日程表の日程に審査をよろしくお願い申し上げます。

皆様には、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時27分